平成２３年（フ）第３５４号
神戸市長田区本庄町３丁目２番２号
破産者　有限会社ダビデ
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目１番25号
破産者　大阪マックストン株式会社
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５４号
兵庫県西宮市東山台１丁目14番地、前本店所在地兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目２番８号
破産者　株式会社学遊社
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０７号
兵庫県西宮市山口町名来１丁目10番17号
破産者　有限会社エーユニット
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４７号
兵庫県神崎郡市川町上瀬加838番地
破産者　菊隆自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０号
山口市小郡黄金町２番24号
破産者　株式会社みやけ
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
沖縄県那覇市泉崎２丁目４番10号
破産者　有限会社ナハマリンスポーツ
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８号
東京都町田市木曽東４丁目６番421号
破産者　小泉　昌博
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１８号
岡山市北区下石井１丁目３番12号
破産者　株式会社ホテルサンルート岡山
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７６号
長崎県長崎市田中町661番１号
破産者　株式会社ユーティー・ネットシステム
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３８４号
埼玉県蕨市北町５丁目10番７号　ユニハイム南浦和101号
破産者　鍋島　直佑
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
埼玉県蕨市北町５丁目10番７号　ユニハイム南浦和101号
破産者　鍋島　弘子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
埼玉県加須市上三俣1279番地１、旧住所埼玉県加須市麦倉1842番地12
破産者　永岡　孝雄
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
埼玉県幸手市中５丁目31番15号　クオレ・サンサンⅡ201
破産者　椎名　明美
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字東437番地　グリーンフラッツ102号
破産者　古村三津子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
茨城県水戸市元吉田町2464番地の３　プラムハイツ106号、開始決定時の住所茨城県鉾田市大戸576番地
破産者　小沼　　誠
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
長野県千曲市上山田温泉２丁目33番地９
破産者　若林　勝朗
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４６号
長崎県長崎市花丘町５番４号
破産者　髙井　睦雄
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３３号
札幌市中央区南22条西８丁目１番30―405号
破産者　島　　憲一
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１４号
仙台市青葉区西花苑２丁目13番２号、開始決定時の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―808号
破産者　鈴木　秀昌
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係